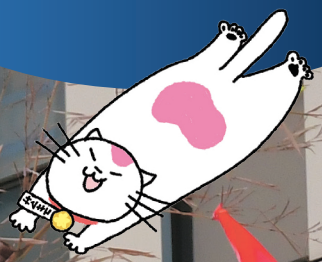
愛知県行政書士会報

令和5年 7月　No.319

愛知



■役員就任挨拶
■公正証書作成の実務
■相続土地国庫帰属制度に関する研修会



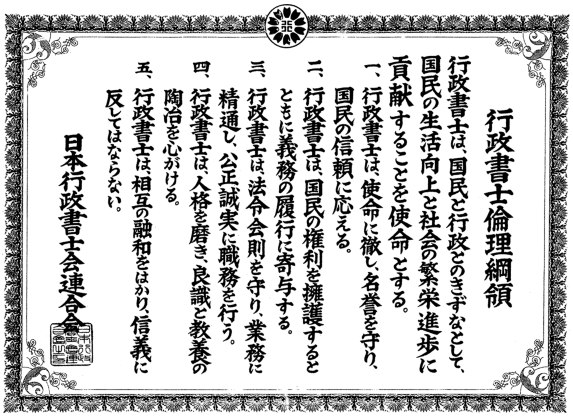
愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

一宮 七夕まつり

目次

ご挨拶……会長　竹田　勲… 1
役員就任挨拶…… 2
公正証書作成の実務…… 5
相続土地国庫帰属制度に関する研修会…… 5
面会交流をめぐって（下）……南山大学法学部教授　伊藤　司… 6
お知らせコーナー　一般倫理研修　受講のご案内……10
VOD研修受講の流れ ……11
「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の購入申込書等の様式変更について……12
ライブラリ研修動画一覧……15
ライブラリ研修申込書……17
業務相談会のお知らせ……18
業務相談会申込書……19
会員訪問記（中央支部　八十川　英剛会員）……会報委員　梅村　晃士…20
支部だより……21
事務局だより……32
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……34
コスモスあいちコーナー……42
あとがき……43





ご　挨　拶

愛知県行政書士会　会長　竹田　勲

令和５年度定時総会において、愛知県行政書士会会長に選任いただきました竹田勲です。

会員のみなさまにおかれましては、平素は本会の活動にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。新しい役員共々、よろしくお願いいたします。

令和５年度定時総会・懇親会は盛大に開催され、コロナ前と同じような見慣れた景色が戻り、参加された方々の活気も戻ってきていました。でも、だからと言って私たち行政書士を取り巻く環境は、もうコロナ前に戻ることはありません。社会の仕組み・生活の価値観・個々の意識のそのすべての在りようが変わっていったなか、私たち行政書士にも、いわゆるデジタルという新しい時代がおとずれました。しかし、たとえどんな時代になろうとも国民から期待され、感謝をされることを願わない会員は１人もいないと思います。そのためにも私たち行政書士は、止まることなく進化し続けなければなりません。

先日、私が尊敬する先輩会員が、ある支部の総会の挨拶で「デジタルみたいな四角く尖った感じじゃなくて、アナログのような丸い優しい感じが好きだ」とお話しをされていました。

私たち行政書士は、行政と国民とをつなぐ架け橋の役割だけではなく、これからは、デジタルを使う側の責任をもって、まさに「尖った部分を、丸く優しくするように」デジタルと国民をつなぐ役割が、新しい行政書士の使命になっていきます。

行政書士がデジタルと国民をつなぐことは、政府が進める「誰一人取り残されない」デジタル化の実現に向けた国の政策にも合致するものであり、行政書士がその専門的知見を活かす場は、デジタルにおいても広がっています。もちろん、デジタルであっても行政書士が許認可等の申請において、相談や法的な検討を経て、国民の権利利益の実現に資する適正・適法な行政手続を行う使命は変わりません。デジタルと国民をつなぐ新しい時代だからこそ、先達が培ってきた「身近な街の法律家」である自覚を忘れずに、「人の側に立ち、人に寄り添い、人の求めに応える」思いがあるかぎり、私たち行政書士の進化が止まることはありません。

新しいものや世の中が変わっていくことに対して、抵抗を感じたり、戸惑う会員もいるかもしれません。でも心配はいりません。会員のみなさんと新しい景色をみるために、業務の遂行に自信と誇りをもてる環境を本会として整えます。すべての会員が活躍できる、会員の努力が実を結ぶ、そんな新しい時代にふさわしい愛知県行政書士会を会員のみなさんと作り上げていきますので、引き続きご支援・ご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

役員就任挨拶

愛知県行政書士会



副会長　早川　　忠

令和５年度定時総会において副会長に選任され、総務部と建設環境部を担当することとなりました。すべての会員が自信と誇りを持って行政書士業務を遂行していけるよう、会長や他の副会長と協力しながら一歩ずつ施策を進めてまいります。

会員の皆さまからのご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。



副会長　子安　幸代

この度の定時総会にて副会長に選任され、経理部と法務部を担当させていただくこととなりました。

これまでの会務経験を活かし、会員の皆様には会務への関心とご理解をいただきけるよう、担当常務理事とはもちろんのこと、役員と事務局職員との一層の協調・連携を図り、適正で円滑な会務運営、行政書士制度の発展と業務拡充のために尽力して参りたく存じます。

何卒これからも格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。



副会長　内藤　広子

この度、令和５年度定時総会におきまして副会長に選任され、広報部と私法部を担当させていただくこととなりました。

新会長の方針のもと、各担当常務理事と連携をとり、行政書士制度の発展と会員の皆様のために精一杯務めさせていただきます。

はなはだ微力ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長　渡辺　尚美

令和５年度定時総会において副会長に選任され、国際部と運輸交通部を担当させていただくこととなりました。それぞれの担当常務理事及び理事の皆様と共に、関係各所とのより綿密な関係を構築し、本会の発展に尽力してまいります。会員の皆様のご指導、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



副会長　伊福　泰則

令和５年度定時総会において新たに副会長に選任され、土地利用部と法人経営部を担当することとなりました。

微力ではございますが、会員の皆様にご指導、ご意見を頂き、会員のために物怖じをせず、是々非々で会務に邁進する所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



常務理事　本多　証一

令和５年度定時総会にて常務理事に選任され総務部を担当することになりました。

過去に１期２年間、常務理事経験があります。わずかばかりですが、その経験を生かし、愛知県行政書士会、そしてその会員の皆様のお役にたてるよう精一杯務める所存でございます。



常務理事　中村美帆子

令和５年度定時総会におきまして常務理事に選任され、経理部を担当させていただくことになりました。

規則に則った予算の適正な執行と会費納入に対する適切な対応をするべく全力で会務に取り組んでまいります。そして今だけではなく、10年後20年後の

愛知県行政書士会を見据えて、未来に希望のある会務運営を行えるよう一生懸命努力いたします。

会員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



常務理事　野﨑　　晃

令和５年度定時総会におきまして常務理事に選任され、広報部を担当させていただくこととなりました。広報活動の進め方を見直し、隣接士業のみならず行政書士業務に関連する各種業界団体との繋がりを構築し、行政書士の存在価値や利活用価値の認知度を高めてまいります。また、喫緊の課題である会報誌の充実やHPの刷新には各支部との連携が欠かせません。愛知県内すべての会員の皆様が繋がり、活躍できる為の広報部の構築を目指し、全身全霊をもって職責を全うする所存です。何卒宜しくお願い致します。



常務理事　松葉　　豪

この度、令和５年度定時総会において常務理事として選任され、法務部を担当させていただくことになりました。

時代の移り変わりにより、行政書士制度も、また取り巻く環境も様々変化しており、行政書士会の各種規則類も古くなって適当でないもの、逆に足りないものなどが出てきているように思われます。今後はそのような規則類の制定改廃を中心に積極的に会務に取り組み、会員の皆様のお役に立ちたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　佐藤　雅子

令和５年度定時総会において常務理事に選任され、建設環境部を担当させていただくことになりました。

新任でわからないこともありますが、諸先輩方の皆様のご指導ご協力をいただきながら、会員の皆様に役立てるよう、建設環境部の業務を継続し、関係省庁との連携を築いていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　岩崎　智也

令和５年度定時総会におきまして常務理事に選任され、引き続き運輸交通部を担当することになりました。自販連、県警、中部運輸局などの関係団体・関係官公庁との関係をさらに強化させ、デジタル化が急速に進む中においても、高い倫理感で真剣に業務に取り組む会員の努力が実を結ばれるよう、全力で職域の確保拡大、迅速な情報発信に努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　蓬田　悦子

令和５年度定時総会において常務理事に選任され、国際部を担当させていただくことになりました。

コロナによる入国制限、水際政策が緩和され、外国人の入国、在留等、国際業務の必要性も増加すると思います。

会員の皆様の声に耳を傾け、お役に立てるよう、全力で取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　勝田　　崇

令和５年度定時総会において常務理事に選任され、土地利用部を担当させていただくこととなりました。近年におきまして大きな事では、盛土規制法、改正空き家特別措置法、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律等の土地関連法案が施行されております。微力ではありますが会員の皆様にお役に立てるよう精一杯努力する所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　芳賀　宏行

令和５年度第73期定時総会において常務理事に選任され、法人経営部を担当させていただく事になりました。

法人経営部の所管は、従来からの風俗営業許可を

中心としますが、定款の作成を主とする各種法人の設立手続きや助成金、創業支援、著作権、その他新しい分野の申請も多く含まれます。実務に直結する研修会の実施を基本方針として、３期６年の法人経営部次長経験を活かしつつ、会員の皆様からのご指導とご協力をいただきながら、本会発展のために尽力して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事　平松　里香

令和５年度定時総会において、常務理事に選任され、私法部を担当させて頂くことになりました。私法部にて取り扱う主な業務は、民事法務関係業務、社会貢献活動です。具体的業務に遺言、遺産分割協議書作成、任意後見契約などがあります。今年３月に財産管理と成年後見は、行政書士業務であると総務省より金融機関へ通知され、高齢者等支援が必要になってまいります。今後益々、社会のニーズに応じてこの分野での業務拡大、発展の為に微力ながら、全力で取り組んで参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



監事　西堀　俊徳

令和５年度第73期定時総会において、監事に選任されました。

今までの役員の経験を活かして、本会のさらなる発展に繋がる様に、監査役としての職務を果たして行きたいと思います。

どうぞ宜しくお願いいたします。



監事　竹内　弘幸

この度、令和５年度第73期定時総会において監事に選任されました。

監事就任は６年ぶりになるのではないかと思います。

重責に押しつぶされないよう、監事３名で職責を全うしたいと考えております。

２年間よろしくお願いします。



監事　竹内　　誠

令和５年度定時総会におきまして監事に再選されました。

今までの経験を生かしつつ新たな気持ちで、本会のために監事職を務めてまいります。

２年間どうぞ宜しくお願い致します。



相談役　野田　悦子

この度、相談役をお受けすることになりました。

令和５年度の総会において会長はじめ執行部が替わりましたが、いくらかでもお役に立てれば幸いです。新体制に期待をしています。



相談役　須崎　俊行

この度、相談役の委嘱をお受けました。

会員として25年、執行部として12年の経験をもとに、微力ではありますが、本会の発展に力を尽くしてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。



相談役　浅井　洋和

この度、相談役を委嘱されました。私などがとも思いましたが、お役に立つことがあるのであればとお受けしました。どうぞよろしくお願いいたします。

公正証書作成の実務

私法部　戸加里　邦子

日　時　令和５年３月31日㈮
　　午後２時～３時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　熱田公証役場　公証人　國分　敬一様
内　容　「公正証書作成の実務」
参加者　８名　　ライブ視聴者　171名



令和４年度最後の私法部の研修は年度最終日の３月31日に熱田公証役場公証人國分敬一様をお招きして、「公正証書作成の実務」について講義をしていただきました。伊福次長の開会のことばに続き、西堀副会長の挨拶、平松部長の講師紹介で研修は始まりました。國分様は検察官のご出身とのことで、冒頭で検察の業務についてお話しをしてくださいました。

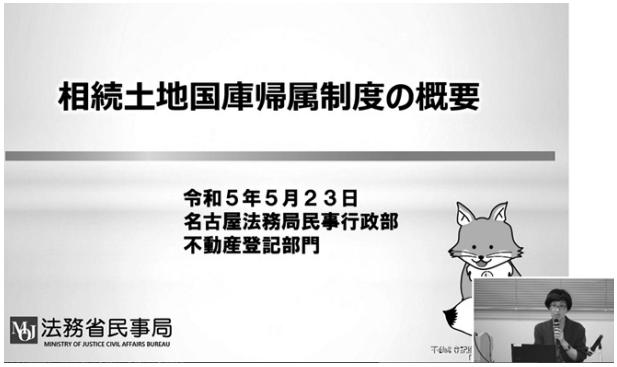
研修はレジメの①「はじめに」、②「公証人と交渉業務について」、③「公正証書について」、④「各種公正証書作成における留意点について」、⑤「結びにかえて」に沿って、國分様の実務経験を交えながら、テンポよく、かつ分かりやすい説明で進みました。検察官時代に「人の話をいかに聞くか、この人は何が言いたいのか。」に留意した上での取り調べの経験が公証人の業務にも大変役立っているそうです。また遺言公正証書作成の際の付言にあたり、「気持ちを文字にするのは難しい。」とのご発言をうかがい、コロナ禍で申請者とのやり取りもメールや郵便が多くなり、中々上手く意思疎通が図れないのは何故だろう？と常々思っていたので、「文字で人にものを伝える難しさ」にあらためて気付かされました。

最後に國分様が「公証人の業務はプレタポルテ（既製服）ではなくオートクチュール。つまりオーダーに応じて書面を作成する、点と点を結びながらその人生のニーズが何か考える仕事です。」と結ばれたのが大変印象的でした。

相続土地国庫帰属制度に関する研修会

土地利用部　河本　清孝

日　時　令和５年５月23日㈫
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　名古屋法務局民事行政部　不動産登記部門
　　総括表示登記専門官　角間　隆夫様
　　統括登記官　田中　希美様
　　表示登記専門官　榊原　卓也様
内　容　相続土地国庫帰属制度ついて
参加者　13名　　ライブ視聴者166名



令和３年に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が公布され、本年４月27日に施行されたのを受け、当会は土地利用部と私法部の共催にて、研修を開催した。

法務局が申請窓口になるため、名古屋法務局民事行政部の各担当官より詳しく説明を受けました。

１．土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。

２．相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。などの背景から、名古屋法務局管内でも、相談者が増えつつあるとの説明があった。

「行政書士の業務」として、この承認申請については専門性が必要で、行政書士の代理が認められているので、新たな業務として期待ができると思う。

承認内容については、条件が多くあり、罰則、承認取消しがあるので、注意が必要と思われる。

資料については、本会のホームページに掲載。

面会交流をめぐって（下）

南山大学法学部教授　伊藤　司

1　はじめに
2　最高裁判所平成12年５月１日決定民集54巻５号1607頁の検討
3　民法766条の由来
4　家裁実務における面会交流（以上　前号）
5　子と同居している親による面会交流拒否（以下本号）
6　面会交流は誰の権利か？
7　面会交流の判断基準・考慮要素・介入のやり方

5　子と同居している親による面会交流拒否

さて、今回の決定の紛争の実態を検討すると、問題は以下のようになろう。すなわち、Ｙによる面接交渉拒否が許されるべきか、という点である。ここでの真の問題はＹによる離婚訴訟時の和解案をＸが拒否したことを契機にして、Ｙがそれまで順調であった面接交渉を拒否した。このためＸが調停を申立て、結局調停は不調に終わり、審判に移行することとなった。審判ではＸの求める面会交流を認める（あるいは、かつて行われてきた面会交流を離婚後も認める）という内容の審判が下されることとなったが、その審判に不服なＹにより最高裁に異議申し立てが行われることとなった。結局、最高裁によりその異議は却下される結果となる。

このような実態からすると、離婚調停のこじれによる面会交流拒否は、調停を有利にするために子との面会交流を実施するか否かという問題を利用しているようにもとれることになり、もしそうだとすれば、このこと自体が子の利益を害していると評価できることとなる。一般論として、離婚の駆け引きに子を利用することは許されるべきではなく、子の利益を考えて、面会交流の可否を決すべきで、離婚の駆け引きに利用してはいけない。おそらく今回の裁判所は、このような点を考慮して、結論を下したように思われる。

このような検討から明らかになることはいくつかあるが、一番重要なのは、親同士の紛争に、子が巻き込まれ、その子供の利益を誰も主張することなく、親同士の紛争という形で決着がつけられるという点を、このままにしてよいのか、という問題であろう。やはり、子が絡む紛争において、子の利益が一番重要視されるべきで[11]、実際にはこの点を裁判所は考慮していると言えそうであるが、この点の主張をする人間がいない、という制度設計であって、裁判所による適切な考慮がなされれば、適切な結論が得られそうであるが、その適切な考慮がなされる保証がどこにもないという、子の権利という、非常に大事な権利を支える仕組みとしては、とても十分なものとはいえない。このような制度設計が、この問題にはつきまとうということになる。この問題をなんとか改善することはできないか、というのが筆者の問題意識にはある。

6　面会交流は誰の権利か？

そのためにも検討すべきは、面接交渉権を誰の権利として考えるべきかという問題である。民法766条改正の際にも議論されていた問題であり、本稿でも避けて通ることは許されないであろう。

まず、民法766条の規定の仕方からは、親の権利であるかのごとき規定ぶりがうかがえる。この規定は、離婚の効果の部分に置かれた規定であり、離婚の問題と言えば、両配偶者の権利が衝突する場面であると考えられよう。当然のことながら、そこでは両配偶者が主役なのであり、そこに置かれた規定であるならば、民法766条も両配偶者（すなわち親）の権利義務を問題とするために置かれた規定と理解するのが、自然であろう。

そうだとすると、義務を負うのは相手方たる他方

配偶者となることになろうが、その親の権利は何に由来するのか。この点についてはさまざまな考え方がある。ひとつは、①親の自然権に由来するとする考え方である。この考え方によれば、面接交渉権は、親子という身分関係から当然に認められる固有の権利であると解することとなる。②親の監護関連権に由来するという考え方もある。この考え方によれば、面接交渉権は、監護そのものではないが、民法766条１項に含まれるとする。③親権・監護権の一部と理解する考え方もある。この考え方によれば、親権者でない親も行使を停止された潜在的親権をもっており、面接交渉権は、その一権能と理解する。④親の権利と子の権利の合わさったものという考え方も提唱されている。この考え方によれば、親の権利は絶対的なものではなく、子の利益や福祉により制約を受ける総体的なものであり、親子の権利義務関係の中で相互に把握すべきと考える。⑤さらに、少しこれまでの議論とは異なる議論になるが、親の手続的権利という理解もある。この考え方によれば、面会交流権は一種の手続的権利（申立権）であり、実体的権利ではないと考える。すなわち、両配偶者間に権利義務関係が発生するのではなく、ただ、両配偶者は、裁判所に対し、離婚後の親子関係を適切に行使するように求める権利を有しているだけだと考える[12]。ちなみに、今回の最高裁平成12年判決の判例解説において、杉原最高裁調査官は、先に紹介した最高裁昭和59年７月６日判決家月37巻５号35頁について、最高裁が「子の監護のために適正な処置を求める権利」を認めたものと理解している[13]。このように、さまざまな考え方が提唱されているが、どの考え方も、親がイニシアティブをとらない限り、子の利益が守られないという結果を避けることはできない。もし、親が何もしなければ、面会交流の問題が家庭裁判所に持ち込まれることもなく、子の福祉を害する事態が生じていても、何もなされないことにつながっていく。このような事態は、子に悪影響が及ぶのではないかという懸念は残ることになる。

ちなみに、細かい問題であるが、親の権利だとすると、その権利の不履行により親に慰謝料請求権が発生するか、という問題も考えられる。東京地方裁判所立川支部平成28年２月５日審判判時2323号130頁は、この問題を結論として否定しているが、この審判はそもそも慰謝料請求が可能であるかについては明確な判断をしていない。

このように考えていくと、子の権利であると考えた方がいいのではないか、という結論になりそうである。前述のように、以前から法制審議会においてもこの方向で検討されてきたが、これも困難が多い。そうであるからこそ、法制審議会でも、子の権利としては立法できなかったことがうかがえる。問題点を思いつくまま述べると、①未成年の子に権利を認めるとして、それを実際に行使するのは誰になるのか、②親権者に代理させることが適当か、③子が年少の時にはどうするのか、このように解決しなければならない点が山積していることが理解できるであろう。このように問題が多くあり、そう簡単に子の権利という形で立法することが難しいこととなる。学説には、子の成長発達権であるとする子の権利説も存在しているが、上述の点だけを考えてみても、その主張には難点が存在することは明らかである。さらにいえば、今回の最高裁もこの点を明らかにしていないのであり、面会交流権が誰の権利かを確定することには非常な困難を伴うことは疑いないように思われる。その意味で、この問題は今後に残された課題の１つと言えよう。

ただ、面会交流に絞っていえば、上述のように面会交流は親だけの権利とはいえない、という点は間違いないように思われる。というのも、それが権利かどうかはともかくとして、子の意思ないし意向を無視するべきではないからである。そうなれば、子の意思ないし意向が法的にどのような意味を持ちどのような効果を伴うものであるかについて検討をしていかねばならない。離婚後の親子関係の構築に当たって親にのみ決定権があると考えるのではなく、親は子の意思を考慮しつつ、離婚後の親子関係をどのようにするかを考えなければならない[14]。しかし、近時法務省より発表された「協議離婚に関する実態についての調査研究業務報告書」[15]からは、協議離婚において、子の事情がどれほど考慮されているか不明な実情が浮かび上がってくる[16]。この実態をど

のように改革していくべきか、さらにその改革を望ましい方向にするにはどのような手段が考えられるか、という課題が残されることになる。

7　面会交流の判断基準・考慮要素・介入のやり方

つぎに、面会交流について残された問題は、①判断基準・考慮要素や②面会の方法・内容をどうするのかという問題である。この2点につき検討してみよう。

⑴　判断基準や考慮要素についてであるが、基本的には総合判断と言うほかはなく、一切の事情をみて、とでも表現することしかできないのであるが、少なくとも、①子の意思ないし意向を無視することは、できないと言うべきである（子の意向を重要視した審判例として東京高決平19・8・22家月60巻2号137頁などいくつかある）。子の利益を優先しなければならない場面で、子の意向に反した面会交流を親の権利だからという理由だけで認めるべきではない。子の意思を考慮すべきであるが、それをどこまで考慮すべきかという問題に踏み込めば、結局は面会交流が誰の権利かという問題がまたまた浮上することになる。

子の意思ないし意向の取り扱いの問題は、それだけではない。手続法上は、親権につき子の意見を聞く家事事件手続法169条がある。ただしこの条文も15歳以上の子について適用される。これもこの年齢でいいのか、子の意思を実体法上どのように扱うのかといった問題点がすぐ浮かぶ。さらに、面談交流にはこのような条文すらない現状では、手続法上も実体法上も整備が必要であろう。さらには15歳未満の子の意思を考慮しなくていいのか。考慮するにしても、同居の親の影響をどうするのか、そもそも年少の子の判断を決定の際にどのように活用するのか、などさまざまな問題があろう。

さらに、面会交流に否定的なファクターとして、親による暴力の存在があげられるであろう。これも、子の利益を優先することを考えるのであれば、当然のことと言える。このファクターと子の意思が対立するときには、子の意思が子の安全のために退くことになろうが、子の意思の尊重と対立するだけに慎重な検討が必要となろう。

⑵　面会の方法・内容

面会の方法・内容については、家裁実務において、さまざまな工夫がされている。いくつかを挙げるにとどめたいが思いつくままに列挙してみると以下のようになる。

①　個人情報の開示

浦和家庭裁判所審判平成12年10月20日は、ドイツにいる親に住所を明らかにすることを今後のために必要な処置として、子と同居している親に命じている。

②　写真の提供

岐阜家庭裁判所大垣支部審判平成8年3月18日家月48巻9号57頁は、子が幼く、以前に面会をしたときに子が情緒不安定になったという事情にかんがみ、「今は，相手方がこまめに事件本人をビデオや写真に撮り，これを申立人に送付する等して，申立人に事件本人の近況を知らせる程度に留める」と判断している。

③　手紙やメールの交換

東京高等裁判所令和元年8月23日決定判時2422号61頁は面会交流を認めているが、そこではさまざまな方法による面会交流が認めたれており、その中に普段からメールやSNSによる適切な連絡が取れるように子を指導するよう判断がされている。

④　電話での会話

東京家庭裁判所八王子支部平成18年1月31日審判家月58巻11号79頁は、「未成年者Cは，間もなく中学校に進学して学校内外での活動が増え，時間的な余裕が乏しくなることを考慮すると，定期的な面接交渉の日時を予め定めることは現実的とはいえないから，申立人と未成年者Cが手紙，電話その他の通信手段を用いて連絡を取り合い，未成年者Cの希望に沿った面接交渉の日時，場所及び方法を定めるのが相当である」と判断している。

⑤　子の学校行事への参加

京都家庭裁判所平成26年2月4日審判判タ1412号394頁は、重篤な病気を持っている3歳11ヶ月の子の面会交流につき、通常の面会交流の回数を

制限しながら、保育園行事への参加をも求める判断をしている。

⑥　短期・長期の宿泊を伴う養育の分担

④でも指摘した決定であるが、東京高等裁判所令和元年８月23日決定判時2422号61頁は、「抗告人と未成年者らを，毎年，未成年者らの冬休み，春休み，及び夏休みの年３回，宿泊を伴う方法で面会交流させなければならない」と判断している。

⑦　第三者の参加

東京高等裁判所平成29年11月24日決定判時2365号76頁は、親同士に争いがあり、子の面前で面会交流を認める親が他方に対し暴力を振るったこともある事案で、面会交流を第三者の立ち会いのもとに認めると判断している。

このように、すべてを列挙しているわけではないが、これだけでも、家裁実務においてさまざまな工夫がされていることが理解されるであろう。これらの工夫の是非は、ケースバイケースで考えていくより他にはなさそうであるが、ある程度は、事例の蓄積により、よりよい工夫がされるように整理するよう努めていくほかないように思われる。

本稿は面会交流の問題の一端を検討してみたものにすぎないが、面会交流には、さまざまな問題があることがわかるではなかろうか。他の問題点を思いつくまま挙げてみても、本当は大きな問題となろうが、親でない者（祖父母等）の面会交流を認めるべきか、という問題もある。これらに留意しつつ、今後も検討をつづけていかなければならないであろう。

11　このこと自体は民法766条の文言「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」にも現れているといえる。

12　梶村太一「親子の面会交流原則実施論の課題と展望」判時2177号６頁参照。

13　杉原則彦　最判解民事編平成12年度（下）511頁。

14　親の義務性を強調する二宮周平「面接交渉の義務性―別居・離婚後の親子・家族の交流の保障」立命298号337頁（2005年）もひとつの考え方である。ただ、権利であるとか義務であると言うことを論じるより、その内容は何であるのかを明らかにすることが必要であるように思われる。この意味で、同論文340頁以下で検討されている大阪家裁において実施されているプログラムは非常に参考になろう。

15　報告書はhttps://www.moj.go.jp/content/001346483.pdf（2021年10月８日閲覧）にある。

16　この作業報告書については、棚村政行「協議離婚制度に関する調査結果の概要と法的分析」家判34号４頁（2021年）、青木聡「協議離婚に関する実態についての調査研究報告―調査結果から見えた協議離婚制度の課題と子への影響―」家判34号14頁（2021年）も参照。

お知らせコーナー

愛行発第６０４号
令和５年３月２３日

会　員　各　位

愛知県行政書士会
会　長　前　田　　望

一般倫理研修　受講のご案内

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。
標題の件について、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という）では、日本行政書士会連合会倫理研修規則を定め、令和５年８月３１日から全ての会員に対して、５年ごとの一般倫理研修受講が義務付けられました。当該研修の実施にあたっては、全国の単位会を通じ会員各位の受講を推進していくこととされております。
つきましては、会員各位におかれましては、日行連の一般倫理研修を受講していただきたく、下記のとおりご案内いたします。

記

１　受講方法：（１）日行連中央研修所研修サイトでのＶＯＤ受講
別添『ＶＯＤ研修受講の流れ』により受講方法をご確認ください。
※受講の詳細は、下記よりご確認いただけます。
日行連ホームページの会員ページ「連 con」にログイン後、
HOME ＞中央研修所 ＞受講に関するお知らせ ＞一般倫理研修の配信開始について

（２）会館での受講
ＶＯＤ受講が困難な方を対象に、会館でのＤＶＤ視聴による研修会を予定しております。詳細は確定次第、令和５年７月以降に改めてご案内いたします。

２　受講期限：令和６年３月３１日まで
※日行連の規定により、正当な理由（災害の被災や疾病に限る）なく一般倫理研修を受講しないことは認められません。万が一、受講期限までに受講が出来ない場合は、その旨を当会までお知らせください。別途手続きをご案内いたします。

３　推奨受講日：中央研修所研修サイトへのアクセスの集中によるサーバーダウンを防ぐため単位会で分散して受講をすることが推奨されています。
当会の分散受講期間は下記のとおりです。下記日程以外でも受講は可能です。

・令和５年４月５日から４月１１日まで
・令和５年６月２１日から６月２７日まで

４　受講後の流れ：テスト合格後に発行される「修了証」は、職務上請求書購入時（※）または当会から提出を求めた場合にご提出いただきます。
※令和５年８月３１日以降、職務上請求書をご購入の際は、修了証の写しをご提出いただきます。

ＶＯＤ研修受講の流れ

① 中央研修所研修サイトへログイン。
（https://gyosei.informationstar.jp/）
※初回はID、パスワードの発行が必要。
※「ID、パスワード申込」より申込してください。

中央研修所研修サイトはこちら

② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約３時間）。

＜受講指定科目＞
①「行政書士法及び関係法令」
②「人権」
③「職業倫理」
④「職務上請求書の適正使用」



※４科目すべてを受講したのち、テストを受験する必要があります。
※各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられております。テストの解答の際に必要となりますので、必ずメモ等を取っていただくようお願いいたします。

③ すべての講座を視聴後、テストを受験。
※すべての講座の視聴率を100％にする必要があります。
※テストに合格しないと修了証が発行できません。



④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。
※修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
※必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。



※より詳細な流れについては、中央研修所研修サイトに掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

お知らせ

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の購入申込書等の様式変更について

愛知県行政書士会職務上請求書払出し規則　（規則第２５号）の一部改正に伴い、職務上請求書の購入申込書、誓約書等の様式が変更になりました。

次頁及び本会ホームページに掲載をいたしましたので、ご確認ください。

本会 HP 掲載先：会員向け情報〈各種手続き〉→職務上請求書の購入について

※購入申込書の３．添付書類「③日本行政書士会連合会会則第 62 条の２第３項に定める倫理研修を修了したことを証する書類」は、令和５年８月３１日以降に払出しを行う際に、添付が必要となります。

※「日本行政書士会連合会会則第 62 条の２第３項に定める倫理研修」の受講につきましては、愛行発６０４号「一般倫理研修　受講のご案内」をご参照ください。

また、職務上請求書を適正に使用していただくため、職務上請求書の取扱い方法についてまとめた職務上請求書取扱説明書（日行連作成）を、本会ホームページの会員ページに掲載をいたしましたので、ご活用ください。

本会 HP 掲載先：会員ページ→ライブラリ→業務資料→職務上請求書マニュアル関係

様式第１（第６条関係）

年　　月　　日

愛知県行政書士会

会　長　　殿

登録（法人）番号　：
支　　部　　：
氏　　名（法人名称）：

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購　入　申　込　書

１．購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

１冊	２冊	３冊以上	（　　）冊 備考：所属する社員行政書士の数 （　　）名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

２．業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

３．添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

＜添付しない場合の理由＞

・初回の購入申込み

・紛失　その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

③ 日本行政書士会連合会会則第 62 条の２第３項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号						特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	倫理研修	

様式第２（第６条関係）

誓　約　書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

１．私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
（１）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
（２）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
（３）職務上請求書には、不実の記載をしません。
（４）控えは２年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
（５）廃業の届出その他行政書士法第７条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第１３条の１９の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
２．私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
（１）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
（２）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
（３）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
３．上記１又は２に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
４．職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
（１）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
（２）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日　　付	年　　月　　日	所属単位会	愛　知　会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）			職印

＜以下、単位会記入欄＞

払出し管理番号	

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和５年５月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
8		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
9		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
10		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
11		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
12	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
13		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
14		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
15		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
16		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
17		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
18		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
19		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
20		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
21		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
22		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
23		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
24		625	R 4.12．9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
25	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
26		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
27		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
28		534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会 第２部（戸籍の見方・相続関係図の書き方）	○	○
29		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
30		554	R 1．9．9	債権各論（契約に関する研修会）	○	○
31		571	R 2．8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
32		591	R 3．9．2	事業承継に関する研修会	○	○
33		602	R 3.12．7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
34		608	R 4．2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
35	私法部	610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
36		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
37		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会	○	○
38		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○
39		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
40	国際部・私法部	618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（合同開催）	○	○
41	私法部・土地利用部	636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会	○	○
42	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
43		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
44		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
45		609	R 4. 2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
46		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
47		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
48		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
49	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
50		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
51		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
52		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
53		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
54		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
55		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
56		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
57		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
58		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
59		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
60		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
61		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
62		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
63		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和５年７月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

中央支部：八十川　英剛会員

会報委員　梅村　晃士



今回の会員訪問記では中央支部の現支部長としてご活躍されている八十川英剛会員の事務所を訪問させていただきました。

まずは開業のきっかけと主な取扱業務についてお聞きしました。

八十川会員は、前職で相続対策として不動産の建築と購入を勧める会社での融資担当をされており、愛知県内で数百人のセールスから上がってくる沢山の融資案件を少数精鋭で捌いていたそうです。そんな中、せっかく相続対策をするにも関わらず、不動産面からのみでしかサポートできない状況に物足りなさを感じ、法律面からもサポートできるようになりたいと思い行政書士を目指したそうです。

開業当初は前職からのご縁で遺言書・遺産分割協議書の作成や農地転用、開発許可などの依頼を受けていたそうですが、別の業務への興味や短期間でできる業務があればもっと詰め込めると意気込んでいたところ、支部で開催された「専門分野の先生をお招きしての交流会」にて車庫証明や自動車登録業務にふれたときに、探していた業務が見つかったように感じたとのことでした。そしてその時に出会った先生に教えを受け、ひとつずつ実行していく中で、失敗も数多く重ねましたが、その都度先生に報告し、軌道修正をしながら知識と経験を深めていき、そのおかげで本業務分野で事務所運営ができるようになったとのことでした。

仕事や会務に多忙な印象の八十川会員ですが、趣味をお聞きしたところ「仕事」と気持ちよくおっしゃられ、サラリーマンの頃と違いお客様との距離が近く、対価としての報酬のほか、ダイレクトに感謝されることがとても幸せなことだといつも感じているそうで、「お客様との仕事を通してのこの一連の流れが自分にとって素晴らしい報酬となっているのでどんどんのめり込んでしまう」とのことでした。

今では自動車登録業務の分野においてスペシャリストでいらっしゃる八十川会員ですが、今後気になる業務についてお聞きしたところ「自動車業務のオンライン化」についてさらに知識と経験を深めていくことと、それをまずは支部会員にも広めていきたいとのことでした。

常に柔らかい物腰で支部会員にまで視野を広げて考えてくださる八十川会員ですが、支部長としての活動についてお聞きしたところ、「中央支部は500名を超える全国有数の巨大支部であり、さまざまな考えを持った会員の皆さまに満足のいく研修、イベントなどを提供できるよう、皆様の協力をいただきながら日々努力をしております。共に成長し、学び合い、支え合うことができる環境を提供できればと考えています。」とのことで、多忙な中、日々の支部活動においてもご尽力されており、その真摯で丁寧な姿に支部会員からの信頼も厚い印象を受けています。

最後に座右の銘についてお聞きしたところ、「努力は必ず報われる。もし、報われない努力があるのなら、それはまだ努力とは呼べない。」王貞治さんの言葉とのことで、就職直後、周りの同期が優秀な人たちばかりだったからと、自分は努力し続けなければこの人たちに勝てないと思うようになり、努力を継続するときにこの言葉をかみしめてきたとのことでした。八十川会員の信頼感や強さ、またその強さからくる謙虚さと温和な空気感の礎を垣間見ることができる言葉にとても納得できました。今後益々温和で、かつ、真摯に期待に応えていく姿が目に浮かびます。

この度はお忙しい中、貴重なお時間をいただきました八十川会員に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

支部だより

尾北支部　令和５年定時総会

会報委員　森　優子

日　時　令和５年４月22日㈯
　　午後３時45分～５時20分
場　所　江南市民文化会館２階　美術工芸室
　　江南市北野町川石25－１
総会員数　98名　　出席者　26名　　委任状　40名



尾北支部令和５年度定時総会が上記日程で開会されました。

今年度総会も昨年に引き続き感染予防対策を施しながら会員に参加していただくことができました。

髙田支部長は就任後の２年間の総括とこの１年間で今後の支部を見据えた組織作りをしてきたことを冒頭のあいさつで述べ、総会は始まりました。

議事に対する質問は、事前に受付をする方式をとっていることもあり議事進行は円滑に進み、すべての議案が無事可決承認され、閉会となりました。

総会終了後は“魚仙（江南市内）”にて懇親会が開催されました。少しずつ交流の場が増えてきたこともあり、より深い話題や交流となる機会に会員それぞれが有意義な時間を過ごせたのではないでしょうか。

今年度はコロナ禍から脱却し、以前のような活気ある交流とコロナ禍で学んだ新たなスタイルを融合した新しいスタイルで支部活動を行っていければと思います。

中央支部　名東区民まつり「無料相談会」

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和５年５月13日㈯
　　午前10時～午後３時
場　所　牧野ヶ池緑地　東側芝生広場



中央支部では広報活動の一環として毎月名東区役所にて無料相談会を実施させていただいていますが、今回は４年ぶりに開催される名東区民まつりに出展をさせていただきました。

天候が徐々にあやしくなる予報でしたが、多くのご来場者がお越しの中、我がブースでもスタンプラリーやお菓子配りをとおして地域の方々へ行政書士の仕事や役割についてPRをすることが出来ました。

またブース内に設置した無料相談コーナーでは10組の相談者が相続関係の相談を中心に立ち寄られました。

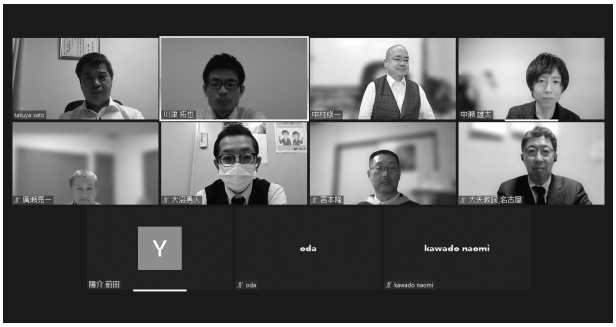
次の無料相談の日程をお聞きくださる方もおり、また相談者の皆さまの日ごろのお悩みについて触れ、行政書士としての役割を再認識するとともに、もっと行政書士について多くの方に知っていただく必要性を強く感じました。

これからも積極的にこのような広報活動をして地域の方々に行政書士について知っていただき、かつ信頼して頼っていただけるように精進していきたいと思います。

名古屋支部 研修会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和５年３月31日㈮
　　午後６時～７時30分
場　所　Zoomによる配信
講　師　中瀬　雄太会員（名古屋支部）
テーマ　『相続登記義務化による数次相続の遺産分割について』
参加者　10人



今回は名古屋支部の中瀬雄太会員を講師として、「相続登記義務化による数次相続の遺産分割について」をテーマに相続業務に関する研修をZoom配信にて行いました。

中瀬会員は行政書士だけでなく、司法書士及び海事代理士としても業務をされている事もあり、「司法書士として行政書士から質問される事が多い事柄」をポイントにテーマにもある数次相続を中心に研修をしていただきました。

テーマにもある相続登記と数次相続の関係については来年の４月から相続登記が義務化される為、それに伴い過去に遡った相続登記が関連する相談が増えると予想されます。その事から、何世代か以前の方からの相続登記を行う上で中間省略が可能なケースもある為、その可能なケースについても説明をして下さいました。

当然の事ながら、登記自体は司法書士の業務であり行政書士が行ってはならない事であります。

ただ司法書士ではないから何も分からないというのではなく、知識としては身につけておき、司法書士へ依頼をする際にスムーズに引き継げるといった目的で理解していただけると良いかと思います。

名古屋支部 研修会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和５年４月14日㈮
　　午後６時～７時30分
場　所　Zoomによる配信
講　師　大沼　勇人会員（名古屋支部）
テーマ　『大相続時代…「相続」を主力業務とするために必要な考え方』
参加者　13人



今回は名古屋支部の大沼勇人会員を講師として、「大相続時代…「相続」を主力業務とするために必要な考え方」をテーマに相続業務に関する研修をZoom配信にて行いました。

大沼会員は行政書士法人心相続の代表行政書士であり、相続の実務だけでなくセミナーなども多数行われ、様々な角度から相続業務に取り組まれております。また、行政書士法人“心相続”は弁護士法人“心”や税理士法人“心”などが所属する“心グループ”の法人事務所という事もあり、他士業との連携も強固に業務に取り組まれているそうです。

大まかな研修内容としては、何か一つの手続きについてという研修ではなく、お客様の相続後の将来の事も含めた提案を考えるという点を重視された研修をしていただきました。

具体的にはお客様との面談時における注意点やアドバイスといった対話術の解説や手続きの代行を行うだけで終わらず、その後の将来も含めた次の相続に向けた対策の提案の考え方などを大沼会員が実際に受任されたケースを基に研修していただきました。

名古屋支部　4月・5月常設無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和５年４月18日㈫
　　午後１時～４時
　　令和５年５月16日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計９名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和５年４月と５月も予定通りに開催致しました。

相談件数としては４月が平月のほぼ２倍、５月は平月並みとなりました。

４月の相談件数が平月のほぼ２倍となった理由として考えられるのは、新年度が始まり、生活環境が変化した事で早目に解決したいとお考えになられた相談者が多かった事もあるかと思いますが、それ以外の理由としましては「相続土地国庫帰属制度」が始まった事も関係していたかと思います。

実際に４月の相談内容は不動産を含む相続の相談が多く、相談者の方からも「相続土地国庫帰属制度」に関する質問が度々ありました。

この制度についてはテレビや新聞などでも取り上げられる機会がありましたので、それらを見聞きされた方が相談にお越しになられたのではないかと思います。

不動産は相続の相談において悩みどころとなる事が多いので、この「相続土地国庫帰属制度」に関係した相談は今後しばらくの間は増える可能性もあるのではないかと思われます。

昭和支部　令和５年度定時総会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和５年４月22日㈯
　　午後２時～２時53分
場　所　今池ガスビル７階プラチナルーム
出席者　30名（委任状提出者101名）



上記の日程で令和５年度の昭和支部定時総会が開催されました。

定刻の午後２時に松岡美喜子会員の司会進行のもと、初めに２名の物故会員に対して出席者全員が黙とうを捧げました。その後、武譲二副支部長の開会の辞、志水正芳支部長の挨拶に続き、出席会員の中から議長に早川信康会員、副議長に渡邉由美子会員が選任され、６議案の審議に入りました。

今年度は例年の議案に加え、支部規則の改正、任期満了に伴う役員の改選に関する議案が上程されました。各議案について執行部による説明がなされた後、質疑応答を経て採決が行われました。いずれの議案も賛成多数により原案どおり承認可決されました。

総会は午後２時53分に伊福泰則副支部長の閉会の辞をもって終了、その後解散となりました。

今回も新型コロナウイルス感染症対策に配慮して、様々な制限の下での開催となりました。

令和５年５月８日から新型コロナの感染症法上の位置づけが２類から５類へと移行されたことを受け、今年度は、ポストコロナを見据えた事業への取り組みが期待されます。

岡崎支部　令和５年度定時総会開催

会報委員　伊東　毅

日　　時　令和５年５月６日㈯
　　午前10時～11時
場　　所　岡崎市竜美丘会館　501会議室
会員総数　202名
出席者数　121名
（内訳　当日出席　24名　委任状　97名）



岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める杉山直樹副支部長の開会の辞で始まりました。

米村篤史支部長と来賓の前田望会長の挨拶に続いて、澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。

三浦知美幹事より令和４年度の会務の報告、米村支部長より決算の報告がありました。その後、杉浦達也会計監事から監査結果が適正である旨が報告されました。

続いて、令和５年度の事業計画と予算案が上程され、米村支部長よりその趣旨が説明されました。

具体的には、各無料相談会を通じた行政書士の知名度の向上、岡崎市空家等対策協議会などの行政機関の委員会・審議会等への積極的な参加のこれまでの取り組みに加えて、新たに会員の業務知識の向上及び急速に進むデジタル化や法改正等に対応するために支部研修会等を通じて支部会員へ周知していくことが追加されました。

さらに、支部弔慰金給付規則改正案と支部会費細則改正案が上程され、全ての議案は、可決承認されました。

最後に祝文の披露と支部役員の紹介がなされ、定時総会は終了しました。

総会終了後の懇親会は、４年振りの開催となりました。アルコールの提供無しの立食形式でしたが、新入会員からベテラン会員までが楽しいひと時を過ごし、会員同士の交流が深まりました。

一宮支部　令和５年度定時総会及び懇親会

一宮支部　渡邊　隆太

日　時　令和５年５月12日㈮
　　午後３時～５時30分
場　所　尾張一宮駅前ビル７階（ｉビル）
　　シビックホール
出席者　55名



４年ぶりに通常開催となった定時総会は、50名以上という多数の参加により活気のあるものとなりました。

コロナ禍の４年間を支部長として支部を牽引してくださった内藤支部長からは、コロナ禍での活動の難しさに向き合う中で生まれた、新たな活動形態について前向きにご報告があり、また、そんな中で尽力された執行部へのねぎらいと、各会員へ協力のお礼を述べられました。

ご来賓には愛知県行政書士会会長代理岩井副会長と一宮市の中野市長にご参会いただきご挨拶を頂戴しました。共に昨今のデジタル化に伴い今後の行政書士の在り方について触れておられ、特に中野市長からは、挨拶で何を話せばよいかをChatGPTに聞いてみました、というユーモアと流行を取り入れられたお話が印象的で、デジタル化に対応しつつも、最後は人間の手が必要になる部分が必ず残るだろうという、大変意義深いお言葉をいただきました。

今期は支部長の改選があり、新たに今井隆昌会員が選任されました。新執行部とともに支部のより一層の発展を抱負として述べられました。

また、定時総会終了後は懇親会が開かれ、こちらも久しぶりとなる有志会員による出し物もあり、大いに盛り上がりました。

碧海支部　令和５年度定時総会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和５年５月12日㈮
　　午後３時30分～８時
場　所　ホテルグランドティアラ南名古屋
出席者　188名
（会場出席者　46名　　委任状出席者　112名
　懇親会参加者　46名　　来賓　14名）



令和５年度碧海支部定期総会が５月12日ホテルグランドティアラ南名古屋で開催されました。昨年に引き続き懇親会までを含めた開催となり、46名の会員の参加と14名の来賓をお迎えしての開催となりました。

定時総会は15時30分受付開始16時より開始しました。初めに高野支部長よりご挨拶頂き、議長、議事録署名人の選任後、議事が進行しました。

（議事）
第１号議案　令和４年度事業経過報告の件
第２号議案　令和４年度会計決算報告並びに財産目録承認の件
第３号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和５年度会計予算（案）承認の件
第５号議案　役員改選の件

以上の議案が、すべて可決承認され、滞りなく進行することができました。

総会終了後、昨年に引き続き懇親会が開催され、各市町村長をはじめとする14名の来賓をお招きし、着席スタイルでの会食が行われました。新入会された会員にとっては、入会後初めての大きな交流の場となり、諸先輩方と活発に交流されており、とても良い会であったなと感じました。今後も情勢を見極めながら、会員同士の交流が図れるような場が提供できるようになっていけたらと思います。

東三支部　令和５年度定時総会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和５年５月12日㈮
　　午後３時～５時
場　所　ホテルアソシア豊橋５階
出席者　64名（有効委任状数152）



５月12日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部令和５年度定時総会が開催されました。今回の定時総会は新型コロナウイルス感染症の５類への移行を受け４年ぶりにご来賓の方々をお招きして開催することが出来ました。

議事次第は新規入会者及び慶祝者・表彰候補者のご紹介に続いて愛知県東三河県庁の江口幸雄副知事、日本政策金融公庫豊橋支店の千田大貴支店長より御祝辞を賜り、下記議案を執り行う形となりました。

第１号議案　令和４年度会務経過報告の件
第２号議案　令和４年度収支決算承認の件
　　（監査報告）
第３号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和５年度収支予算（案）承認の件
第５号議案　各業務部会報告
第６号議案　任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案も滞りなく進行し、第６号議案の役員改選では役員推薦委員会の推薦により、水野悠副支部長が新支部長に就任されました。最後に再びご来賓の方々より御祝辞を賜り、無事に閉会となりました。閉会後には懇親会も４年ぶりに開催することが出来、ご来賓の方々にも引き続きご出席いただき大変賑やかな懇親会となりました。

支部会員の皆様、支部役員の皆様のご協力に心より感謝申し上げますとともに、水野支部長を中心として今後も東三支部を盛り上げて参ります。

尾張支部 令和５年度定時総会

尾張支部　小川　弘美

日　時　令和５年５月13日㈯
　　午後３時30分～４時15分
場　所　ホテルプラザ勝川
参加者　出席28名　（有効委任状数55名）



５月13日の土曜日、ホテルプラザ勝川において令和５年度尾張支部定時総会が開催されました。昨年度までは新型コロナウィルス感染症の影響もあり、規模を縮小して行ってきましたが、今年度はコロナ禍以前の形式で総会を開催することができました。まず、谷口正信支部長よりご挨拶をいただき、司会者の指名により、本総会の議長には河津真子会員が就任しました。

本総会においては事前質問が提出されておらず、それぞれ採決をとる形で議事が進行しました。報告及び審議事項については以下のとおりです。

報告事項：令和４年度会員状況・活動報告

審議事項

第１号議案：令和４年度決算報告・監査報告承認の件

第２号議案：令和５年度活動方針案承認の件

第３号議案：令和５年度予算案承認の件

第４号議案：役員改選の件

審議は滞りなく進行し、すべての議案が原案どおり承認されました。今年度は役員改選の年にあたり、４年間支部長として務められた谷口正信会員が退任され、令和５年度からは、鈴木里佳副支部長が支部長を務めることとなりました。この５月から新型コロナウィルス感染症も５類へと移行しました。以前のように研修や懇親の場を通じて支部会員の研鑽と交流の場を復活させることから始め、新たな支部長のもと、より多くの会員が支部活動に携わってくれることを期待しています。総会終了後は懇親会も行われ、春日井市長・小牧市副市長にご臨席を賜りました。久しぶりに顔を合わせる支部会員の方もいらっしゃり、皆さまとても楽しそうに歓談されていました。今後はポストコロナの時代となります。オンライン化やデジタル化といった新型コロナウィルス感染症の流行下で急速に進んだ時代の波に遅れることがないよう、行政書士として研鑽を積んでいきたいと感じました。

ちょっとひと息 「総合環境政策」～「地球温暖化対策のための税」について～

Q 「地球温暖化対策のための税」の導入によって、家計の負担はどの程度増えるのですか。

A 「地球温暖化対策のための税」を導入した場合、施行から３年半を経た最終的な時点（平成28年度～）で、現在と比較すれば、月約100円程度のご負担になると試算されています。

ただし、これは、施行から３年半かけて実施されていくものであり、例えば、平成26・27年度については３分の２（月約70円）程度と考えられます。

また、「地球温暖化対策のための税」の導入に伴って実施される、ガソリンや軽油等に関する負担軽減策について考慮していない試算であることにも留意が必要です。

さらに、「地球温暖化対策のための税」の導入を機に、ライフスタイルをエコなものに見直していただくことで、税によるご負担は軽減されますので、ご家庭や職場でも、これを契機として、エコスタイルを実践していただければ幸いです。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

西尾支部 令和５年度定時総会

会報委員　太田　知明

日　　時　令和５年５月15日㈪
　　午後４時～８時30分
場　　所　総会：西尾商工会議所
　　懇親会：大鮨
会員総数　60名
出席会員　54名（当日出席者22名　委任状32名）



令和５年度の西尾支部定時総会と支部懇親会をほぼ平常の型で開催することができました。

総会は正海浩支部長の挨拶に始まり、牧野格議長のもと議事が進行されました。令和４年度事業経過報告があり、令和４年度決算報告、令和５年度事業計画（案）、令和５年度会計予算（案）の議案が上程され、出席者の挙手により全議案全て承認可決されました。また本年は役員改選年度であり、次期役員案が原案どおりに承認されました。つづいて、深谷裕寿次期支部長とともに各新役員からの挨拶がありました。

議事終了後、出席者の大多数が別会場に移動して、懇親会が行われました。コロナ禍以前に戻ったかのように、会員同士の情報交換が活発に行われ、あちらこちらで笑顔の談笑が見受けられました。

中央支部 令和５年度定時総会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和５年５月18日㈭
　　午後６時～９時
場　所　名古屋マリオットアソシアホテル　17階
出席者　233名（うち委任状出席者171名）



令和５年度の中央支部定時総会は昨年に引き続き名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

入山康彦副支部長の司会進行のもと、物故会員への黙祷、八十川英剛支部長挨拶、来賓の愛知県行政書士会吉川明宏副会長のご挨拶と続き、議長に蓬田悦子会員、副議長に山本貴昭会員が選任され、議事が進行していきました。

第１号議案　令和４年度会務報告承認の件
第２号議案　令和４年度決算報告承認の件
第３号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和５年度事業予算（案）承認の件
第５号議案　支部役員選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は16階の「アゼリア」に会場を移して懇親会が開かれました。たくさんのご来賓のご列席・ご祝辞を賜り、また会員同士思い思いに交流を図っていただき、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。

一宮支部　今井隆昌支部長,FM放送「出番だよ！行政書士~あなたの街の法律家~」に出演！

一宮支部　立松　智美

日　時　令和５年５月18日㈭
　　午後０時15分～０時20分
場　所　尾張一宮駅前ビル（通称ｉビル）
　　一宮観光案内所内FMいちのみやスタジオ



一宮支部では、一宮市周辺を放送エリアとしているFM放送局「FMいちのみや」で、毎月１回第３木曜日、午後０時15分から５分間「出番だよ、行政書士！～あなたの街の法律家～」というタイトルで提供番組を放送しています。役員が交替で出演して行政書士の仕事内容や相談会についてわかりやすくお伝えしています。

５月12日の総会で役員改選が行われ、新しく就任した役員にも、どのように放送されているか聞いてもらう必要があるため、新体制になってからの初回の放送は、新しく支部長に就任された今井隆昌支部長にご出演をお願いしました。

今井支部長は、相続についてご自身の体験も交えながら、その手続きの煩雑さについてお話になりました。そして相続手続きは行政書士に依頼ができること、また、行政書士には守秘義務もあるため、安心して相談ができる存在であることなどもあわせてお話しくださいました。年配の方にも聞きやすいようにと、ゆっくりと落ち着いた話し方で、放送を聞いた新役員も大変参考になったと思います。

また、詳しくお聞きになりたい方のために、同じく毎月第３木曜日、この放送の終了後に開催される一宮市の“ききょう会館”の無料相談会についての案内も行われました。今後は新役員を中心に、各自それぞれ得意分野の職務内容を中心に、行政書士のPRをしていく予定です。この放送をきっかけとして、街の法律家としての行政書士をさらに身近に感じていただけるよう、支部役員一同力を尽くしていきたいと思います。

ちょっとひと息　「総合環境政策」～「地球温暖化対策のための税」について～

Q　「地球温暖化対策のための税」が導入されるということですが、どういうものですか。

A　「地球温暖化対策のための税」は、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO_2排出抑制のための諸施策を実施していく観点から導入するものです。

具体的には、原油やガス、石炭といった全化石燃料に対して、CO_2排出量に応じた税率を課すものです。

Q　「地球温暖化対策のための税」の導入による経済への影響はどのくらいあるのですか。

A　研究者による地球温暖化対策のための税を導入した場合のGDPへの影響は、３年半かけて税率を引き上げる過程で、－0.04%～－0.1%程度と試算されています。

また、税の導入に当たっては、エネルギー使用量の多い業種や地域においては、特に負担が重くなってしまうため、特定の分野・産業の負担増に配慮した免税・還付措置のほか、燃料の生産・流通や、物流・交通、過疎・寒冷地に係る支援策を実施することとしています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

東名支部　令和５年度定時総会

会報委員　服部　弘美

日　　時　令和５年５月19日㈮
　　午後４時～６時
場　　所　THE CONDER HOUSE名古屋
総会員数　149名
出席者数　114名（うち委任状出席者80名）



５月19日、令和５年度第22期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、金林伸洙会員の司会進行のもと、今井亮子会員の開会宣言に始まり、子安幸代支部長の挨拶の後、本会からお越しいただいた吉川明宏副会長よりご祝辞を頂きました。

その後、議長に勝友香梨会員、副議長に服部麻帆会員が選任され、報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項　　令和４年度　事業経過報告
第１号議案　令和４年度　収支決算報告承認の件
第２号議案　愛知県行政書士会東名支部規則一部改正審議の件
第３号議案　令和５年度　事業計画（案）
第４号議案　令和５年度　収支予算（案）
第５号議案　役員選任（案）の件

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

総会終了後は、引き続き多くの会員が懇親会に参加し、３年ぶりに規制のない中での交流の場を皆さま思い思いに楽しんでおられる様子でした。

今年は定時総会・懇親会ともにTHE CONDER HOUSE名古屋に会場を移して開催され、会場、設備、お食事等も素晴らしく、華やかかつ和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。

名古屋支部　令和５年度定時総会

会報委員　川津　拓也

日　　時　令和５年５月21日㈰
　　午後４時～５時
場　　所　名鉄グランドホテル　11階柏の間
会員総数　244名
出席者数　133名（会場出席者35名　委任状98名）



名古屋支部定時総会が５月21日に名鉄グランドホテルで開催されました。

開会に先立ち、昨年度中に亡くなられた３名の会員のご冥福をお祈りし全員で黙祷を捧げました。

会場へは愛知県行政書士会吉川明宏副会長、愛知県行政書士政治連盟竹田勲会長にご臨席いただき、ご挨拶を頂戴致しました。

議長には伊藤直仁会員が指名され、議事に入りました。

議案としましては、

第１号議案　令和４年度活動報告
第２号議案　令和４年度収支報告
第３号議案　令和５年度活動方針案
第４号議案　名古屋支部規約・細則の一部改正
第５号議案　令和５年度予算案
第６号議案　役員改選

以上でありました。

いずれの議案も滞りなく報告説明され、質疑応答の後に賛成多数により承認可決されました。

途中Zoomのリモートが繋がらない状況になりましたが、すぐに解決し大きな乱れはなくスムーズに議事は進行されました。

西北支部　令和５年度定時支部総会および懇親会

会報委員　太田　尚志

日　時　令和５年５月20日㈯
　　午後５時～８時
場　所　レストランマリクオーレ
出席者　40名





令和５年度の西北支部総会を名古屋市北区の『レストランマリクオーレ』にて開催致しました。

本会から岩井実副会長をお迎えし、司会を私が務めさせていただき、始めに櫻井謙至支部長から挨拶をいただきました。議長には西堀俊徳会員が選出され議事が以下の順で進行されました。

第１号議案　令和４年度事業経過報告
第２号議案　令和４年度会計決算報告承認の件
第３号議案　愛知県行政書士会西北支部規則一部改正の件
第４号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
第５号議案　令和５年度収支予算（案）承認の件
第６号議案　愛知県行政書士会西北支部規則第７条の規定による役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく報告・説明がなされ、質疑応答を経て満場一致で可決承認されました。最後に大石丈浩副支部長から閉会の辞をいただき、無事総会は終了しました。

その後同じ場所にて懇親会を行い、総勢11名のご来賓の方にもご出席いただき、お祝いや激励のお言葉をいただきました。

佐橋正也会員の司会のもと、乾杯の挨拶を石川洋会員から頂戴し、ChatGPTと行政書士の話を絡めて、とても関心の高いテーマで盛り上げていただきました。

歓談の後、西北支部では令和３年よりスタートしている宅建事業につきまして、この度愛知県宅地建物取引業協会会長伊藤亘様より感謝状をいただきました。支部長が代表して受け取り、記念撮影をさせていただきました。

新役員の紹介の後、長年に渡り西北支部に多大なご尽力をいただいている杉野祐敬会員、横井豊会員、西堀俊徳会員の３名に感謝盾と花束の贈呈、記念撮影をさせていただき、一言ずつお言葉もいただきました。今後ともご指導賜りますよう宜しくお願いいたします。

最後に中締めの挨拶を、鬼頭幸暉会員よりいただき、盛会のうちに散会となりました。

今回も多くの会員とご来賓の方々にご出席いただき、会員相互の親睦もさらに深めることもできたと感じました。

ちょっとひと息　「総合環境政策」～「地球温暖化対策のための税」について～

Q 環境税は、諸外国でも導入されているのですか。

A 欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、燃料などのCO_2排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じたCO_2排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。また、2012年には、オーストラリアで排出量取引制度に移行することを前提とした炭素価格付け制度も創設されています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

名南支部　令和５年度定時総会＆研修会

会報委員　長峰　均

日　　時　令和５年５月23日㈫
　　研修会：午後４時～５時
　　総　会：午後５時～６時
　　懇親会：午後６時～８時
場　　所　サイプレスガーデンホテル（金山）
会員総数　229名（令和５年３月31日現在）
出席者数　135名（会場出席40名、委任状95名）
来賓者数　13名



標記のごとく、会則24条に基づき、令和５年度名南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。新型コロナ感染症も落ち着きつつある中、昨年に続いて開催された事は嬉しい限りです。

例年、当支部では総会前に研修会を行いますが、今回は中島光利副支部長による「建設業許可申請について」を受講しました。中島会員の“持ち前の柔らかい口調”による講義に参加会員は真剣に聴講されていたようです。

研修会終了後、定時総会が開催されました。

【議事】

第１号議案　令和４年度支部事業経過報告及び会務報告承認の件
第２号議案　令和４年度会計報告ならびに財産目録承認の件
　　監査報告　監事　鬼頭　喜代志会員
　　鰐部　伸一会員
第３号議案　令和５年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和５年度会計予算（案）承認の件
第５号議案　役員改選の件

定刻、安江正司副支部長の開催宣言で始まり、元木副支部長が司会者に選出され、司会者進行の下、山本篤支部長挨拶及び来賓の紹介がされ、本会から出席の小柳津えみ副会長（会長代理）と政連の竹田勲会長から祝辞を賜りました。また､11名の議員(代理含）の皆様のご臨席を戴きました。名古屋市会からは横井利明議員、ふじた和秀議員、岩本たかひろ議員、中里高之議員、服部しんのすけ議員、橋本ひろき議員、森ともお議員の７名、愛知県会からは江原史朗議員、かじ山義章議員の２名、国会からは池田よしたか衆議院議員代理柿沼様、工藤彰三衆議院議員代理酒井様の２名とお忙しい中、多数のご臨席を戴き、心より感謝致します。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員の氏名紹介があり、代表で山田恵子会員に抱負を述べていただきました。その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が諮られ、議長には川崎学副支部長、副議長には中島光利副支部長、議事録署名人には川津聖司幹事と長峰均幹事が選出されました。

議長発議にて議事に入り、山本支部長と鈴木孝一会計担当幹事からの報告・提案及び役員推薦委員長の吉田秀子会員からの推薦役員の審議が諮られ、全議案とも速やかに承認されました。

最後に高橋芳行副支部長の閉会宣言で無事総会を終えることができました。

懇親会では、野﨑晃幹事と川村敏治幹事が最初から最後まで楽しく切り盛りして下さり、余興のビンゴゲームでは、参加者全員たいへん盛り上がりました。ご苦労様でした。未だ、新型コロナ感染症の終結には至っていませんが、季節性ではない新しい感染症との認識の上、衛生管理を忘れることなく取り組んで行きたいと思います。総会開催にご尽力いただいた会員の皆様、有り難うございました。

事務局だより

■令和５年４月

３日㈪	法務部会開催
４日㈫	ADR手続説明会開催
５日㈬	新規登録受付 岡田常務理事　職務上請求書確認
６日㈭	新規登録受付 黒澤常務理事　職務上請求書確認
７日㈮	新規登録受付 正副会長会開催 部長会開催
10日㈪	新規登録受付 川津常務理事　日行連　本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告オンライン説明会出席
11日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所　くらしの行政・法律相談開催 会報５月号校正会議開催 久野相談役　愛知運輸支局訪問 前田会長、吉川副会長、岡田常務理事　県法務文書課訪問
12日㈬	岩井副会長、川津常務理事　職務上請求書確認 封印管理委員会指定研修会開催 国際部業務相談会開催 私法部業務相談会開催
13日㈭	経理部会開催
14日㈮	第１回役員推薦委員会開催
17日㈪	監査会開催 小柳津副会長、矢澤常務理事　職務上請求書確認
18日㈫	前田会長　日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催
19日㈬	前田会長、日行連常務理事会出席 前田会長、西堀副会長　日行連理事会出席 ADR相談対応
20日㈭	前田会長、西堀副会長　日行連理事会出席 登録証交付式 経審新規要員養成実習開催 川津常務理事　入会希望者来館対応
24日㈪	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 矢澤常務理事　愛知県空き家対策担当者連絡会議出席 岩崎常務理事、佐藤理事　中部運輸局貨物課訪問 岩崎常務理事　職務上請求書確認
25日㈫	申請取次行政書士管理委員会開催 土地利用部業務相談会開催

■令和５年４月

26日㈬	森越常務理事　職務上請求書確認 岩崎・黒澤常務理事　県警本部保安課来訪 ADR申込対応
27日㈭	渡邊常務理事、山本理事　県副知事訪問 経審新規要員養成実習開催

■令和５年５月

２日㈫	ADR手続説明会開催
８日㈪	第１回総会、大会運営委員会開催 正副会長会開催 部長会開催
９日㈫	新規登録受付 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所　くらしの行政・法律相談開催 ADR紛争解決小委員会開催
10日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 新規登録受付 岩井副会長、川津常務理事　職務上請求書確認
11日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 新規登録受付 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
16日㈫	ADR手続説明会開催 総務部打合せ開催
17日㈬	小柳津副会長　職務上請求書確
18日㈭	経審新規要員養成実習開催 伊藤・柴田常務理事　親族調査書類確認 建設環境部業務相談会開催 建設環境部業務研修会開催
19日㈮	八十川理事　封印払出書確認
22日㈪	登録証交付式
23日㈫	相続土地国庫帰属制度に関する研修会開催 西堀副会長、岩崎・矢澤常務理事　職務上請求書確認
24日㈬	森越常務理事　職務上請求書確認 申請取次行政書士管理委員会開催
25日㈭	前田会長　日行連、三重会総会出席 第２回総会、大会運営委員会開催 正副会長会開催 建設環境部業務相談会開催 経審新規要員養成実習開催 矢澤常務理事、佐藤理事　雨水受託事業打合せ出席
26日㈮	矢澤常務理事　中部土地政策協議会第５回通常総会出席
27日㈯	部長会開催
29日㈪	会報７月号編集会議開催
30日㈫	第３回総会、大会運営委員会開催 令和５年度定時総会、定期大会開催
31日㈬	正副会長、本多常務理事　県法務文書課訪問 正副会長会開催 部長会開催

会員の動向

令和５年５月25日現在

個人会員数　3,248人
法人会員数　　85法人

新規登録入会者の紹介



登録番号　第23190616号
会員番号　第6773号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　熊澤　敬一

事務所　行政書士熊沢敬一事務所
名古屋市西区那古野一丁目14番18号 那古野ビル北館119号
電話番号　052-586-4411　所属支部　西北



登録番号　第23190617号
会員番号　第6774号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　川﨑　　徹

事務所　行政書士川﨑徹事務所
知多郡東浦町大字森岡字上今池８番地20
電話番号　090-8469-1689　所属支部　知多



登録番号　第23190618号
会員番号　第6775号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　髙桑　誠一

事務所　高桑誠一行政書士事務所
名古屋市名東区延珠町1017番地
電話番号　052-766-7190　所属支部　中央



登録番号　第23190619号
会員番号　第6776号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　西谷　直記

事務所　行政書士法人チェスター　名古屋事務所
名古屋市中区栄三丁目２番３号 名古屋日興証券ビル６階
電話番号　052-766-5024　所属支部　中央



登録番号　第23190620号
会員番号　第6777号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　奥田　早苗

事務所　Neoふくじま行政書士事務所
稲沢市福島町沢西46番地
電話番号　0587-84-0523　所属支部　一宮



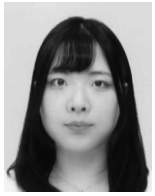
登録番号　第23190621号
会員番号　第6778号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　保坂　憲彦

事務所　行政書士法人ロジエンス
名古屋市守山区小幡南二丁目14番地17号 グランコンフォール５階
電話番号　052-791-0120　所属支部　東名



登録番号　第23190622号
会員番号　第6779号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　山本　康夫

事務所　YJサポート行政書士事務所
名古屋市守山区弁天が丘701番地の１(大森台住宅１棟502号)
電話番号　090-6088-6355　所属支部　東名



登録番号　第23190623号
会員番号　第6780号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　井上　保良

事務所　白壁国際業務行政書士事務所
名古屋市東区白壁三丁目１番３号
電話番号　070-8426-7630　所属支部　中央



登録番号　第23190624号
会員番号　第6781号
入会年月日　令和５年４月２日
氏　　名　原　　恭史

事　務　所　行政書士原恭史事務所
豊橋市北岩田二丁目３番地12 ガーデンコートIWATA103号室
電話番号　080-2644-7687　所属支部　東三



登録番号　第23190821号
会員番号　第6782号
入会年月日　令和５年４月15日
氏　　名　田丸　　夢

事　務　所　田丸夢行政書士事務所
豊田市浄水町南平150番地33
電話番号　0565-63-5239　所属支部　豊田



登録番号　第23190822号
会員番号　第6783号
入会年月日　令和５年４月15日
氏　　名　横井　　直

事　務　所　行政書士横井直事務所
愛西市須依町前田面56番地５
電話番号　0567-74-0772　所属支部　海部



登録番号　第23191054号
会員番号　第6785号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　松山　哲也

事　務　所　行政書士事務所ReStart
名古屋市守山区四軒家二丁目301番地(パレスロゼ701号)
電話番号　052-737-9713　所属支部　東名



登録番号　第23191055号
会員番号　第6786号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　加藤　克健

事　務　所　行政書士みらい
刈谷市東刈谷町２丁目１番地２
電話番号　0566-91-1617　所属支部　碧海



登録番号　第23191056号
会員番号　第6787号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　南　　明夫

事　務　所　行政書士南明夫事務所
豊橋市向山大池町７番地13 河合ビル２階B号室
電話番号　0532-74-4400　所属支部　東三



登録番号　第23191057号
会員番号　第6788号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　鈴木　ナツキ

事　務　所　N行政書士事務所
豊橋市飯村北二丁目29番地11
電話番号　090-2684-6497　所属支部　東三



登録番号　第23191058号
会員番号　第6789号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　大橋　聡美

事　務　所　行政書士大橋聡美法務事務所
稲沢市祖父江町森上本郷四20番地１
電話番号　090-3482-3772　所属支部　一宮



登録番号　第23191059号
会員番号　第6790号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　重松　祐達

事　務　所　SG行政書士法務事務
名古屋市中区錦３丁目２番32号 錦アクシスビル８階B室
電話番号　050-5307-4528　所属支部　中央



登録番号　第23191060号
会員番号　第6791号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　森田　充紀

事　務　所　森田充紀行政書士事務所
名古屋市昭和区向山町２丁目５番地
電話番号　052-761-0544　所属支部　昭和



登録番号　第23191061号
会員番号　第6792号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　宮良　隆之

事務所　みやら行政書士事務所
稲沢市陸田宮前一丁目10番地１
電話番号　080-3051-3300　所属支部　一宮



登録番号　第23191062号
会員番号　第6793号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　寺西　梨沙

事務所　グラント行政書士事務所
名古屋市西区あし原町73番地
電話番号　052-990-1845　所属支部　西北



登録番号　第23191063号
会員番号　第6794号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　田中　彩加

事務所　行政書士法人中村事務所　岡崎南オフィス
岡崎市羽根町字東荒子57番地 AR岡崎スクエア５階
電話番号　0564-57-8517　所属支部　岡崎



登録番号　第23191064号
会員番号　第6795号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　米山　　学

事務所　come行政書士事務所
名古屋市北区平安二丁目24番71号 キシモトマンション１D号室
電話番号　090-2261-6794　所属支部　西北



登録番号　第23191065号
会員番号　第6796号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　右髙　　光

事務所　行政書士オレンジ法務事務所
名古屋市北区生駒町７丁目140番地(スカイハイム志賀703号)
電話番号　052-898-5009　所属支部　西北



登録番号　第23191066号
会員番号　第6797号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　山内　貴夫

事務所　名央行政書士事務所
名古屋市中村区竹橋町37番12号
電話番号　080-9444-4577　所属支部　名古屋



登録番号　第23191067号
会員番号　第6798号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　川口　大地

事務所　行政書士川口大地事務所
豊田市住吉町１丁目２番地11
電話番号　0565-53-3821　所属支部　豊田



登録番号　第23191068号
会員番号　第6799号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　杉戸　俊之

事務所　杉戸俊之行政書士事務所
一宮市せんい二丁目９番16号
電話番号　0586-76-8857　所属支部　一宮



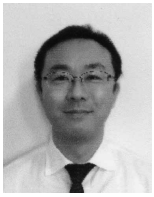
登録番号　第23191069号
会員番号　第6800号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　古川　元一

事務所　行政書士古川元一事務所
愛知郡東郷町大字諸輪字中木戸西254番地２
電話番号　0561-38-8377　所属支部　昭和



登録番号　第23191070号
会員番号　第6801号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　岩﨑　生治

事務所　岩崎行政書士事務所
東海市富木島町新藤塚17番地の２
電話番号　052-602-4108　所属支部　知多



登録番号　第23191071号
会員番号　第6802号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　中村　伸二

事務所　中村行政書士事務所
あま市木田徳左１番地３
電話番号　052-890-3580　所属支部　海部



登録番号　第23191072号
会員番号　第6803号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　今尾　健一

事務所　行政書士法人中村事務所　刈谷オフィス
刈谷市相生町二丁目29番地２ K-frontビル１、201号室
電話番号　0566-70-9655　所属支部　碧海



登録番号　第23191073号
会員番号　第6804号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　髙塚　健太

事務所　カノン行政書士法人　名古屋事務所
名古屋市中区金山２丁目15番14号 パックス金山ビル６階
電話番号　080-4023-7553　所属支部　中央



登録番号　第23191074号
会員番号　第6805号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　長谷川　恵従

事務所　ロゴス行政書士事務所
春日井市牛山町2468番地２
電話番号　080-4225-3046　所属支部　尾張



登録番号　第23191075号
会員番号　第6806号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　伊藤　紋将

事務所　愛知テクノス行政書士事務所
半田市州の崎町２番地95
電話番号　090-8475-5556　所属支部　知多



登録番号　第23191076号
会員番号　第6807号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　安藤　浩一朗

事務所　レアリゼ行政書士事務所
岡崎市福岡町字西後田２番地32
電話番号　0564-74-6443　所属支部　岡崎



登録番号　第23191077号
会員番号　第6808号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　大村　栄一

事務所　行政書士おおむら事務所
あま市七宝町鯰橋七丁目55番地
電話番号　090-3381-3970　所属支部　海部



登録番号　第23191078号
会員番号　第6809号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　服部　佳広

事務所　はっとり行政書士事務所
愛西市西條町東善太177番地１
電話番号　0567-28-0735　所属支部　海部



登録番号　第23191079号
会員番号　第6810号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　足立　朋香

事務所　あだち行政書士事務所
東海市荒尾町曽山１番地の100
電話番号　090-3955-1520　所属支部　知多



登録番号　第23191080号
会員番号　第6811号
入会年月日　令和５年５月１日
氏　　名　佐野　敏幸

事務所　佐野行政書士事務所
豊橋市春日町二丁目９番地３（ピアシティ東和春日303号）
電話番号　0532-39-3854　所属支部　東三

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2305601号
会員番号	第H108号
入会年月日	令和５年３月22日
法人の名称	行政書士法人ロータス
主たる事務所の名称	行政書士法人ロータス
主たる事務所	愛西市見越町高畑274番地１
主たる事務所電話番号	0567-28-2007
所属支部	海部

法人番号	第2305701号
会員番号	第H109号
入会年月日	令和５年３月31日
法人の名称	行政書士法人マークス
主たる事務所の名称	行政書士法人マークス
主たる事務所	岡崎市細川町字岩御堂55番地１
主たる事務所電話番号	0564-45-1100
所属支部	岡崎

法人会員の変更案内

法人番号	第1707101号
会員番号	第H48号
法人の名称	行政書士法人シフトアップ　本店
主たる事務所の名称	行政書士法人シフトアップ　本店
社員住所	水野　祐志、川合　　智
社員（脱退）	水野　祐志
社員（加入）	折口　隼耶
変更事由	社員住所、社員の脱退、社員の加入
所属支部	名古屋

法人番号	第2202401号
会員番号	第H88号
法人の名称	行政書士法人中日PARTNERS
主たる事務所所在地	名古屋市中村区名駅五丁目４番14号 花車ビル北館１階
社員住所	中井　　玲
社員役職	佐々木　直子
変更事由	事務所所在地、社員住所、社員役職
所属支部	名古屋

法人番号	第1503401号
会員番号	第H31号
法人の名称	かわもと行政書士法人
主たる事務所の名称	かわもと行政書士法人
主たる事務所所在地	春日井市西山町1589番地２
社員（脱退）	川本　弘基
変更事由	退会、社員の脱退
所属支部	尾張

退会者のお知らせ

令和５年５月25日現在

支部	氏名	退会日
昭和	吉田　憲和	令和５年４月３日
豊田	髙見　　豊	令和５年４月３日
名古屋	井狩　拓明	令和５年４月４日
中央	水野　　尚	令和５年４月10日
名南	山田　智弘	令和５年４月13日
岡崎	中根　康浩	令和５年４月15日
中央	田澤　栄一	令和５年４月20日
中央	市橋　義和	令和５年４月30日
西北	西田　摩里子	令和５年４月30日
西北	伊藤　大介	令和５年５月１日
知多	神野　正隆	令和５年５月16日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	坂井　哲郎 行政書士坂井哲郎事務所	名古屋市名東区社が丘二丁目812番地	465-0051	052-701-2219	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	髙橋　伸介	名古屋市千種区鹿子町５丁目44番地 三旺マンション第二東山301号室	464-0033		事務所所在地
中央	豊島　維大 豊島行政書士事務所	名古屋市中区丸の内２丁目14番４号 エグゼ丸の内３F	460-0002		事務所所在地
中央	久保田　真未 オリベ行政書士事務所	名古屋市中区栄二丁目６番１号 RT白川ビル６階	460-0008	052-212-5978	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	原田　貴臣	名古屋市千種区松軒二丁目５番17号	464-0084		事務所所在地
中央	清水　英児	名古屋市千種区仲田二丁目17番21号 BB池下ビル４B号室	464-0074	052-761-7808	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	佐藤　華純				単位会変更(群馬会へ)
中央	山本　高大 ハイビックス合同行政書士事務所				事務所名称
中央	板谷　美希	名古屋市中区丸の内二丁目19番25号 MS桜通２E	460-0002	052-211-7715	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	木田　美花			052-880-4829	事務所電話番号
中央	上野　秀司 行政書士うえの法務事務所				事務所名称
中央	渡邊　彩由佳	名古屋市名東区亀の井三丁目174番地２	465-0094		事務所所在地
中央	安藤　志珠 Nagoya Glocal行政書士事務所	名古屋市中区錦一丁目10番12号 ハットリビル10階	460-0003	050-5374-8213	単位会変更(愛媛会より)
西北	武田　由佳	名古屋市西区児玉一丁目12番１号-１	451-0066	090-4166-7304	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	小林　大祐 和泉行政書士事務所	名古屋市西区中小田井二丁目255番地 ドリームハイツエンデバー２B	452-0822	052-908-2417	単位会変更(東京会より)
名古屋	宮島　陽子			052-755-9230	事務所電話番号
名古屋	井口　早紀	名古屋市中村区則武二丁目14番地11 名駅富士ビル22号室	453-0014	070-8454-4102	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	折口　隼耶 行政書士法人シフトアップ　本店	名古屋市中村区名駅南一丁目23番14号 ISE名古屋ビル501号室	450-0003	052-485-9989	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	貝川　勇人 行政書士貝川事務所	名古屋市中村区豊国通二丁目３番地	453-0834	090-1985-1102	単位会変更(岐阜会より)

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
昭和	髙木　富央	名古屋市昭和区戸田町２丁目14番地の２	466-0846	052-888-3830	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	白瀧　康浩	愛知郡東郷町大字春木字瀬戸田１番地１	470-0162	0561-38-3020	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	廣崎　歩美 行政書士廣崎事務所	名古屋市瑞穂区駒場町５丁目11番地701号	467-0807	052-747-2874	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	渡邊　俊介 わたなべ行政書士事務所	豊明市西川町長田７番地10	470-1122	0562-93-6968	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	柳原　勝利			0568-68-6525	事務所電話番号
尾張	川本　弘基 かわもと行政書士事務所				属性、事務所名称
尾北	齊木　　徹	丹羽郡大口町余野五丁目８番地	480-0146	090-9181-1696	事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	吉川　彰太郎				単位会変更(北海道会へ)
海部	岩井　　実 行政書士法人ロータス	愛西市見越町高畑274番地１	496-8013	0567-28-2007	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	山岡　幹雄 行政書士法人ロータス	愛西市見越町高畑274番地１	496-8013	0567-28-2007	属性、事務所名称、 事務所所在地
海部	橋岡　拡嗣	あま市小橋方海用579番地102号室	490-1212	052-433-7547	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	松山　幸久	大府市中央町３丁目65番地 大島不動産ビル３階南号室	474-0025		事務所所在地
知多	酒井　祐一郎 行政書士酒井法務事務所	知多郡東浦町大字森岡字上今池１番地の14	470-2101		事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	竹田　雅彦 行政書士法人マークス				属性、事務所名称
岡崎	金子　克巳	岡崎市百々町字池ノ入21番地３	444-2115	0564-77-3564	事務所所在地
豊田	長谷川　今日子			0565-77-9869	事務所電話番号
碧海	今井　裕司	刈谷市南桜町二丁目58番地１ 第３OTAビル２階	448-0841		事務所所在地
東三	石川　道子	豊橋市つつじが丘三丁目４番地の１	440-0858		事務所所在地
東三	青木　　仁 青木行政書士事務所	豊橋市前芝町字青木68番地	441-0152	090-5879-9220	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	松田　誠司 行政書士法人あいち行政&相続　豊橋店	豊橋市駅前大通一丁目46番地１ 豊鉄ターミナルビル４階	440-0888	090-6835-6735	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

名南支部　　三　宅　光　芳　会員　　令和５年５月13日ご逝去　（享年73歳）
碧海支部　　関　野　貴　洋　会員　　令和５年５月22日ご逝去　（享年31歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　竹　田　　勲

会報に関するお詫びと訂正

５月号会報35頁下段の「会員の動向　ご逝去会員のお知らせ」に昭和支部　大村雅人会員のお名前を誤って掲載いたしました。ご本人及び関係者の方々に多大なご迷惑をお掛けしましたこと、衷心よりお詫び申しあげ、ここに訂正いたします。

愛知県行政書士会　　会長　　竹　田　　勲

訂正とお詫び

５月号会報「会員の動向」に一部誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

30頁　右上段

正		誤	
個人会員数	3,223人	個人会員数	3,222人

31頁　退会者のお知らせ

	正			誤		
	支部	氏名	退会日	支部	氏名	退会日
25行目	尾張	落合　育廣	令和５年３月28日	尾張	落合　育廣	令和５年３月31日
34行目	過去の退会者を重複表記したため削除			東三	高橋　　章	令和５年３月31日
－	西北	有坂　真也	令和５年１月20日	掲載なし		

COSMOS通信７月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和５年４月６日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　中島　崇会員　西村　伸会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年４月６日㈭　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　相談員　久田　邦博会員　土井　正人会員
　　相談者　０名

日　　時　令和５年４月13日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　小牧市役所本庁舎２階
相 談 会　相談員　佐藤　令管轄長　堀　己喜男会員
　　相談者　４名

日　　時　令和５年５月８日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　相談員　石谷　隆弘会員　山下　須美子会員
　　相談者　０名

日　　時　令和５年５月11日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　山野　伊紀会員　石谷　隆弘会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年５月11日㈭　午後２時～４時30分
場　　所　タリーズコーヒー豊橋駅前店
内　　容　コスモスあいち地区別会員連絡会
参 加 者　６名

日　　時　令和５年５月16日㈫　午後２時～３時30分
場　　所　岡崎市役所東庁舎２階レストラン
内　　容　コスモスあいち地区別会員連絡会
参 加 者　12名

日　　時　令和５年５月17日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　相談員　鈴木　堅太会員　松井　俊幸会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年５月18日㈭　午後２時～４時30分
場　　所　愛知県行政書士会館３階会議室
内　　容　コスモスあいち地区別会員連絡会
参 加 者　32名

日　　時　令和５年５月24日㈬　午後２時～４時
場　　所　一宮市役所11階レストラン
内　　容　コスモスあいち地区別会員連絡会
参 加 者　19名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和５年７月６日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月６日㈭　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月20日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町いこいの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年７月26日㈬　午後２時～４時
場　　所　春日井市味見ふれあいセンター
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年８月３日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年８月10日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年８月16日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年９月７日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年９月11日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年９月19日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

公益認定のお知らせ

令和５年４月12日、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは公益認定を受けました。

つきましては、同日から、「公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター」になりました。

本部準備が整い次第、HP、会員サイトの記載が変更される予定です。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

７月になりました。梅雨明けが待ち遠しい頃でしょうか。

いま私がこのあとがきを書いているのは５月中旬。少し時差がありますが、会報誌は２か月に１度発行されるため、どうしても時差ができてしまいます。

掲載内容が確定するのは発行月の前月初旬。そうなると原稿が上がってくるのは更にその半月ほど前ということになります。

執筆される方の多くは、発行より２か月前には準備をしていることとなります。

２年間、会報副委員長という役を担い、原稿の編集や校正に携わってみて、１枚の原稿が出来上がり、掲載されるまでには多くの人が関わり仕上がっていくのだなと肌で感じ取ることが出来ました。

かつては会報誌を読まずに眠らせてしまうこともあった私のような会員の皆様もきっと多いのではないでしょうか。

「手に取る」まずはこのキッカケを会報誌の端々に散りばめられることが会報誌発行に携わる会員の使命なのだと経験を通じ感じました。

次号から新年度体制となり、これからは読む側として会報誌を楽しめたらと思います。

２年間ありがとうございました。

会報副委員長　森　優子

《今月の表紙》　「一宮七夕まつり」

一宮市・尾西市・木曽川町が合併し現在の一宮市が誕生したのが平成17年。近年では地場産生地「尾州」のブランド力強化を進めると同時に、企業誘致の推進により産業の複合化を図っています。令和３年３月には東海北陸自動車道「一宮稲沢北インターチェンジ」が開通し、市内にある９つのインターチェンジと一宮ジャンクションは東西南北の交通の結節点として、その重要性が高まっています。そして令和３年４月には中核市へと移行しました。このように、市は時代と共に常に変化をしています。

そんな中、いつの時代も変わらず市民の拠り所として存在するのが、「一の宮」である真清田神社です。そして毎年７月、その真清田神社を中心に開催されるのが、『おりもの感謝祭一宮七夕まつり』です。

一宮市民の守り神として崇敬されている真清田神社の祭神「天火明命（あめのほあかりのみこと）」の母神「萬幡豊秋津師比売命（よろずはたとよあきつしひめのみこと）」は、太古から織物の神様として知られ、そのご加護により当地方の織物業が発達したといわれています。

戦争の傷も癒え始めた昭和31年、一宮市民が中心となり、織物の神様に感謝し更なる繊維産業の振興と一宮の発展を願って、織物に縁の深い牽牛・織女に因んで始まりました。今では市民の夏の最大イベントとして根をおろし、その飾り付けの絢爛豪華さは、仙台、平塚の七夕まつりと並び日本の三大七夕まつりの一つとして称賛されるほどで、大勢の方が訪れ賑わいます。

一宮の七夕まつりは、７月の最終日曜日をフィナーレとする木曜日からの４日間、盛大に繰り広げられます。

文章：一宮市活力創造部観光交流課
写真：一宮市総合政策部広報課　許諾済

会報319号　担当（令和５年５月25日現在）

広　報　部	担当副会長	小柳津えみ
	部　　長	伊藤　直仁
	次　　長	水野　　悠
	部　　員	鈴木　里佳
	部　　員	中村　修一
会報委員会	委　員　長	長峰　　均
	副委員長	森　　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	渡邊　隆太
	（会員訪問記）	梅村　晃士

会報319号　令和５年７月１日発行

発行人　竹田　　勲
編集人　野﨑　　晃

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎　月 第2火曜日　**時　間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館　地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内　容 相続（遺産分割協議書作成）・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。
新型コロナウイルスの影響で、電話相談のみとなる場合がありますので御了承願います。

愛知県行政書士会 無料相談専用　Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

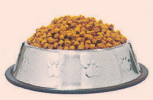
・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
＊自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
＊職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a）運営主体：愛知県行政書士会（所管）：
　　行政書士ADRセンター愛知運営委員会
b）実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
c）実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
　　愛知県行政書士会館
d）実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
　　（祝日・休日・年末・年始は休み）

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。（認証番号No.62）
●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分